

半田市都市再生整備計画事後評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 都市再生整備計画に基づき実施された事業に係る事後評価の検証結果の妥当性等について審議を行うため、半田市都市再生整備計画事後評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事後評価の手続き及び検証結果の妥当性
- (2) 今後のまちづくり方策等の妥当性

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と定める者 2名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、所掌事項が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員3名の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。